

麗澤大学転部・転科・転専攻に関する規程

平成5年4月1日制定
令和4年2月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学学則第32条第2項に基づき、転部、転科及び転専攻の取扱いについて定めることを目的とする。

(志願)

第2条 転部、転科及び転専攻は、入学後2年以内に限り志願することができる。

(手続)

第3条 転部、転科及び転専攻を志願する学生は、転部願、転科願、転専攻願を提出し、入学検定料に準ずる検定料を納めなければならない。

2 転部願、転科願及び転専攻願に関する必要事項は、別に定める。

(検定)

第4条 転部、転科及び転専攻の検定は、試験又は面接等の方法により行うものとする。

2 前項の検定方法に関する必要事項は、当該学部において決定する。

(既修得単位の取扱)

第5条 転部、転科及び転専攻を認められた者の既修得単位の取扱いは、当該学部運営委員会の議を経て定める。

(事務の所管)

第6条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室・グローバル教育推進室が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

この規則の施行に伴い、従前の転科に関する規則は、廃止する。

2 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。

3 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。

6 この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。

7 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。

8 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。

9 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。

10 この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。

11 この規程は、令和4年2月1日から改訂施行する。